

第百八十回国会 院 財務金融委員会 議 録 第 八 号

平成二十四年三月十四日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 海江田万里君

理事 網屋 信介君

理事 糸川 正晃君

理事 岸本 周平君

理事 山口 俊一君

理事 五十嵐文彦君

理事 小野塚勝俊君

理事 大串 博志君

理事 楠田 大蔵君

理事 近藤 和也君

理事 鈴木 克昌君

理事 中塚 一宏君

理事 平岡 秀夫君

理事 古本伸一郎君

理事 三村 和也君

理事 森本 和義君

理事 竹本 直一君

理事 西村 康稔君

理事 三ツ矢憲生君

理事 山本 幸三君

理事 佐々木憲昭君

泉 健太君

岡田 康裕君

竹下 亘君

竹内 譲君

江端 貴子君

緒方林太郎君

木内 孝胤君

小山 展弘君

菅川 洋君

高邑 勉君

中林美恵子君

藤田 憲彦君

三谷 光男君

宮島 大典君

齋藤 健君

丹羽 秀樹君

野田 毅君

村田 吉隆君

斉藤 鉄夫君

豊田潤多郎君

参考人
(全国卸商業団地厚生年金
基金常務理事)

財務金融委員会専門員

北村 治則君

委員の異動

三月十四日

辞任

大串 博志君

平岡 秀夫君

同日

辞任

高邑 勉君

宮島 大典君

補欠選任

平岡 秀夫君

大串 博志君

三月十三日

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提
出第一五号)

は本委員会に付託された。

本日

の會議に付した案件

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提
出第一五号)

金融に関する件

金融に関する件

○海江田委員長

これより會議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

本日は、参考人として、社団法人日本証券投資

顧問業協会会長岩間陽一郎君、企業年金連合会理

事長村瀬清司君、全国卸商業団地厚生年金基金常

務理事神戸厚君、以上三名の方々に御出席をいた

だいております。

なお、参考人として本日出席を求めておりまし

たA I J 投資顧問株式会社代表取締役浅川和彦君

から、委員長宛てに、書面をもって、証券取引等

監視委員会の検査に関連して、報告書の提出を求

められ、連日その準備、作成に忙殺されているた

め出席できないとの申し出がありましたので、御

報告いたします。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜

り、ありがとうございます。

今般のA I J 問題に関し、参考人各位から御意

見をお述べいただき、調査の参考にしたいと存じ

ております。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からそれぞれ五分以内で御意

見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に

お答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際に

はその都度委員長の許可を得て御発言くださいま

すようお願いいたします。また、参考人は委員に

対し質疑をすることができないことになっており

ますので、あらかじめ御了承願います。

なお、時間も限られておりますので、参考人、

質疑者とも、時間をお守りいただくようお願い申

し上げます。

それでは、まず岩間参考人をお願いいたしま

す。

○岩間参考人

日本証券投資顧問業協会の会長を

しております岩間でございます。

今回のA I J 投資顧問株式会社の事件は、私ど

も投資顧問業界が長年努力して培ってきた皆様か

らの御信頼を揺るがす問題といたしまして、厳し

く、重く受けとめております。当協会の会員であ

る同社が、そのお客様を初めとする多くの方々に

対し御迷惑と御心配をおかけしていることに對し

まして、極めて遺憾に存じておることを冒頭申し

上げたいと存じます。

投資顧問業界の概要からお話しさせていただきます。

投資顧問業は、顧客資産の有価証券等への運用

について、専門家の立場から助言を行い、また、

顧客からの委任を受けてその運用を行うことを業

としております。その事業遂行上のキーワードは

受託者責任にあり、委託者である顧客のために、

その専門性を生かして最善の努力を尽くして行動

することを目指しております。各社は、この前提

の上に立って、公正な競争を展開し、顧客である

投資家の御期待に應えるべく努力している次第で

ございます。

これらの活動は、結果といたしまして、国民金

融資産の効率的な配分、運用につながり、資本市

場を経由して、産業の活性化、企業の発展に寄与

しているものでございます。血液ともいふべき資

金が効率的に配分され、広く行き渡ることにつな

がっていることと認識しております。

当業界は、その業務に対する社会のニーズの高

まりを背景に発展し、一九九〇年、平成二年の厚

生年金基金への運用参入が認められて以降、さら

なる発展を遂げ、現在に至っております。

投資顧問業協会の業務について御説明申し上げ

ます。

当協会は、一九八七年、昭和六十二年十月に旧

投資顧問業法に基づき設立された、会員会社の拠

出による自主規制団体であります。入会は任意で

ありますが、金融商品取引法の施行や金融A D R

の施行もあって、登録業者の大宗が会員となつて

おります。投資者の保護を図り、投資運用業、投

資助言・代理業の健全な発展に資することを目的

としております。

現在、投資運用業会員が二百五十一社、投資助

言・代理業会員が五百五十二社の合計八百三社の

会員数となっております。

業務の内容は、自主規制ルール等の制定とその遵守指導、会員向け教育、セミナーの実施、投資家、顧客からの苦情、相談への対応、統計資料等のデスクロージャー、大学における寄附講座の開設、実施、広報活動、各種出版物の発行等の業務を行っております。

特に、各種の自主規制ルールの制定、個別会員に対する指導、相談対応、研修の実施を通じまして、会員のコンプライアンス意識並びに知識の向上、さらには専門性の強化向上への支援に努めているところでございます。

このような中で今回の事件が発生しましたことは、まことに遺憾に存じております。今後、御当局検査の進捗により事実が明らかにされるものと考えておりますが、協会といたしまして、これを踏まえまして、何ができるかを考え、工夫せねばならぬと存じております。

事件の詳細はまだ不明でございますが、今回の件は、悪質で巧妙、複雑な事件である印象も受けておりますので、その点も考慮に入れて対策も考える必要があるのではないかと存じます。

私も運用会社としては、顧客である年金基金の皆様からの御要望を受け、御満足いただける結果を出すよう努力しておりますが、中にはハイリターンを嗜好されるお客様もございます。運用会社として、より一層健全な業務運営に努め、厳しい運用環境ではございますが、努力を続けてまいりたいと考えております。一方、年金加入者及び年金受給者に対して受託者責任を負っていらっしゃる年金基金におかれましては、厳しい目でも運用会社をチェックしていただければ考える次第でございます。

なお、今回の事件には、運用を受託する運用会社、委託を決定される年金基金以外にもさまざまな関係者がいらつしやるとの御報道も見受けられます。改善に当たりましては、総合的に捉えて有効な策を効率的に組み立てる必要があるように思うところでございます。

今回の事件の再発防止に当たりましては、年金運用にかかわる全ての関係者が、そのおのにおいてどのような工夫を講じれば再発防止につながるかを考え、有効な策を見出していく努力を要請されていると存じます。

まずは、事件を惹起いたしました運用会社が会員の一社であった事実を厳しく受けとめ、協会として、御当局と連絡、連携を図りながら、再発防止に向けて何ができるかを考え、工夫せねばならぬと肝に銘じておる次第でございます。

ありがとうございます。(拍手)
○海江田委員長 ありがとうございます。

次に、村瀬参考人をお願いいたします。

○村瀬参考人 企業年金連合会の村瀬でございます。

先方、企業年金連合会について、十分御存じのことと思いますが、資料に基づきまして、企業年金連合会の概要並びに現在調査の段階にありますA-IJ問題において今連合会としてどう取り組んでいるか、また取り組もうとしているかにつきましまして御説明をさせていただきますと思います。

お手元の資料をお開きいただきましたんですが、企業年金連合会は、昭和四十二年に、厚生年金保険法に基づきまして、厚生年金基金連合会として設立をされております。そして、十六年の法律改正によりまして、平成十七年の十月から企業年金連合会に改組をしております。厚生年金基金に確定給付企業年金、確定拠出年金を加えた年金通算事業を行うため、企業年金の通算センターとして新たにスタートしたわけでございます。

その他、客観的、中立的な立場から、会員に対する各種情報の提供、相談、助言、役職員の研修など、会員の健全な発展を図るために必要な事業、会員支援事業を行っております。

現在の会員数は、厚生年金基金が五百八十二、確定給付企業年金が八百十一、確定拠出年金は百二十七で構成をされております。

企業年金連合会の役割を再度確認いたしますと、二つございまして、企業年金の通算センター、それから企業年金の情報提供センターとしての役割でございます。

企業年金の通算センターでございますけれども、雇用の流動化、雇用形態の多様化によりまして、勤労者の転職、離職が多くなる中、企業を短期間で退職した勤労者の企業年金資産を一つにまとめる、これが年金の通算サービスでございます。現在、二十二年度末でございますけれども、連合会が受換した件数は二千六百万人、連合会の通算企業年金の受給者は四百九十万人でございます。

一方、右下に書いてございます企業年金の情報提供センターでございますけれども、連合会会員である厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金から提供される会員のさまざまな声を蓄積しまして、会員ニーズに応じたサービスの提供、会員が必要とする情報の提供をしております。

具体的に言いますと、企業年金制度の発展拡充のための政策提言活動や会員及びその加入者のための調査研究、相談、情報の提供、研修、教育活動のほか、企業年金制度の発展拡充を図るための広報活動などを行っております。

したがって、管理監督をしているところでもございまして、現在は国の補助金も一切受けておりません。

次のページをお開きいただきたいと思います。企業年金通算事業ですが、先ほど申し上げましたように、企業年金を短期間で退職または転職した勤労者、特に中途退職者等を対象にしております。先ほど年金受給者が四百九十万というふうにお話し申し上げましたが、その方々に対する年金の給付総額は五千八百億円という形になってございます。

一方、お預かりした資産を運用するというところで、次のページに書いてございますように、年金の資産の運用管理をしております。

も、十兆五百八十四億円となっております。

資産運用の基本的な考え方でございますけれども、積み立て割合によりまして資産配分を決めておりまして、現在は、債券と株式が六〇対四〇の比率として資産配分をしております。また、リスク分散を図るという観点を含めまして、一定の限度額の上限を決めまして、未公開株式であるとかヘッジファンドであるとか不動産等にも投資をしております。

現在、その運用体制ですが、内部スタッフ三十名と外部の運用機関約四十社をお願いをしております。総資産十兆円のうち約四割をインハウス運用、残り六割を外部委託しております。また、それに携わるスタッフでございますけれども、七割が主に外部からの経験者、専門家を中途採用して、運用専門職としての扱いのもとで運用していただいている次第でございます。

一方、そのチェック体制につきましては、投資顧問会社、インハウス運用といった投資判断者と、信託銀行、つまり資産管理者を分離いたしまして、相互牽制が働くような体制をしております。

また、内部、外部の監査という観点からいきますと、毎月コンプライアンス・業務監査を、内部監査ですけれども実施しておりますし、また、監事監査は四半期単位に、外部の監査法人による監査を年一回受ける仕組みになってございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。会員支援事業でございますけれども、会員支援には二通りございまして、先ほど申し上げましたが、約千五百の会員に対するサービスと、実際の年金の加入者、受給者に対するサービスの二点でございます。

具体的な企業年金の運営に対して必要な情報提供、相談、助言、研修等のほかに、先ほど申し上げました制度に対する政策提言等も行っております。

以上、簡単に概要を申し上げましたが、今回のA-IJ問題における、会員に対して連合会として

どういう対応をしているかということについて、次のページで御説明申し上げたいと思います。

本件に関しましては、なかなか情報が得られない、大多数の情報が新聞情報等でしか得られない中で、実は、会員の皆様方はどうなっているのか非常に不安で困られている、また相談する相手もない。ただ、法律的な問題からいいますと、やはり、各企業であれば顧問弁護士という方がお見えになるわけですから、残念ながら、総合型の基金ではそういう方もお見えにならないということで、法律的な面で何らかの形で情報提供する必要があるのではなかろうかということで、二月の二十九日と三月の五日、二回にわたりまして、受託者責任等を含めた説明会を開催してございます。お手元に書いてございますように、両方合わせまして、二百三十三基金、二百九十五名の皆様方が参加をされております。

また、三月九日には、A-I-J問題連絡会開催ということで、六十一基金、七十二名の方に御参加いただきまして、同社と直接かかわりのあると思われる会員の皆さん方の希望者にお集まりいただきまして、今後の対応について御相談に乗ったということでございます。

そして、三月十二日以降、会員のさまざまな法的な疑問にお答えするために、法律事務所と契約をいたしまして、現在、法律相談窓口を開設し始めたところでございます。

一方、七ページに、中長期的な視点からの行政への協力という形で書かせていただきましたが、厚生労働省は、今現在、厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインの見直しを始めるということ、たしか大臣が表明されていると伺っておりますけれども、我々は、実際の運用者という立場、それから会員支援という立場を含めまして、企業年金連合会としてできるだけの協力をしていきたいというふうに考えております。

また一方、運用担当理事、実務担当者に対して、今までも運用に関する教育、研修をやっております。

りましたけれども、さらにその中身を充実させるとともに、リスク管理的な面も含めまして支援活動が行われるような形で拡充強化を図りたいと考えております。

以上、資料の説明でございますけれども、連合会としては、当事者ではございませんけれども、渦中にあります当事者が行動しやすいように情報を提供するなど、会員の取り組みを側面から今後支援をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○海江田委員長 ありがとうございます。

次に、神戸参考人をお願いいたします。

○神戸参考人 私の方からは、まず、お手元の方にお配りしてある資料を参考にしながら、意見を述べさせていただきます。

当基金は、全国卸商業団地協同組合連合会を母体とする、全国に所在する卸団地組合の組合員企業の役員、従業員の老後生活の安定と福祉の向上を図るため、平成四年に全国五つの地域ブロック、すなわち、北日本、関東、中日本、中四国、九州の各ブロックごとに設立された卸商業団地厚生年金基金として発足しました。その後、平成十一年にこの五ブロック基金が合併を行い、全国版の厚生年金基金として現在の名称と規模になりました。お手元の資料で見ていただきたいと思います。

平成二十三年度末をもって第二十事業年度を終了します。

設立形態は、中小企業が集まって設立する形態であるいわゆる総合型に分類され、異業種にまたがる地域型の厚生年金基金となっており、全国に所在する卸商業団地、百二十七団地の組合員である事業所並びにその関係団体、事業所が設立事業所となっております。

基金の運営は、代議員四十名、理事十八名、監事二名の構成をもって行われております。また、理事長の諮問機関として、運営委員会、委員十名を設置しております。基金事務局は、現在、役員員十四名の構成になっております。

平成二十三年三月末現在、設立事業所数は千五百一十一社、加入員は二万六千七百六十六人、年金受給者数は一万八千八百九名です。純資産額は六百六十三億円です。

今般のA-I-J投資顧問に係る年金消失問題については、当基金もA-I-J投資顧問に投資を行っていた当事者であり、何より加入されている事業主、加入員、受給者、卸団地組合等関係各位には多大な御迷惑をおかけすることとなり、まことに申しわけなく思っております。

我々としては、安全な運用を心がけてきたつもりでありましたが、このような事態に見舞われたことはまことに遺憾であり、一日も早く事件の真相が明らかになるよう徹底した調査が行われることを求めるとともに、当基金としまして、中小企業で働く従業員の福利厚生の一環として設立したものですので、将来にわたって永続的に発展できる制度構築がなされることを切に希望するところであります。

本日は、御意見を申し上げる場をいただけたことと、まことにありがたいことと存じております。関係の方々の御配慮に感謝いたします。

お手元の資料につきましては、また御質問等がおありになるということでございましたので、ここで省略させていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○海江田委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○海江田委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木内孝胤君。

○木内委員 民主党、木内孝胤でございます。まず冒頭、参考人の皆様に、お忙しい中、財務金融委員会に御出席いただきましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回の事件、二月二十四日、私は新聞を見て初めて知りました。非常に大きなショックを受けて

おります。

ショックを受けている理由、いろいろございませけれども、昨年、オリンパスの問題がございましたが、オリンパスの問題に関して、再発防止策ということで特別チームをつくりまして、そのメンバーを務めていたこと。

それと、今、年金問題に非常に大きな焦点が当たっている中で、地元でも、本年に年金、将来もらえるのか、そのような非常に大きな不安がございます。そして、この不安を取り除くためにも、持続可能な社会保障を構築するためにも、今、消費税増税の問題、これは党内で非常に激しく議論をされているところでございます。きょうも午後三時から党内でいろいろ激しい議論があるかと思っておりますけれども、私は、この消費税の問題を話す前に、例えば年金運用の改革、過去二年間、これを改革するべきではないかということを訴えてまいりました。

こうした中で、参考人お三方に同じ質問をさせていただきたいと存じます。

まず、この問題でございませけれども、私は、これは氷山の一角だというふうに捉えております。すなわち、これは構造的に起こるべくして起こってしまった問題。たまたまある詐欺師がいて、それにひつつかかった個別の事案というよりも、構造的に起こってしまった問題ではないかという問題意識を持っております。これが一つございまして、皆様の御意見をお伺いしたいというの一点。

それともう一つは、この事件は未然に防ぐことができたのか否かということをお伺いしたいと思っております。

といいますのは、こういう事件が起こった後にこれを防げたかと言うのは、私はフェアではないと思っております。しかしながら、お手元に参考資料をお配りしておりますけれども、「年金情報」二〇〇九年二月十六日、これは、当時、投資顧問の気ランキングなどをしましたところ、A-I-Jは初登場一位という非常に話題をとっていた会社

でございます。その中で、運用成績が余りにも不自然じゃないかということで、この「年金情報」にこうした記事が出まして、ここにはA-I-Jという固有な名詞は書いておりませんけれども、誰がどう見てもこれはA-I-Jの記事だとわかるような内容になってございます。

その結果として何が起ったか。一つには、その運用残高が、半年、一年かけてでございますけれども、急増していたところ、この記事をきっかけに大きく残高を減らしております。

私は、この記事を見てもおかしいと感じずに対応しなかったというのは、それなりに責任があるのではないかと、これは当然、政府も当局もということも含めてでございます。この事件があつたときに、当時、理事長なりを務められていたわけではないと思いますが、これをおかしいと思う感覚がなかったのかどうか、未然に防ぐことはできなかったのか、この二点についてお伺い申し上げます。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の、まず、構造的なものなのかどうかということについては、まさに当局の検査が進んでおりますので、その結果を拝見して、どういふことなのかということを我々の立場でもしっかりと考えていかなきゃいけないというぐあいに考えております。

二〇〇九年の日程「年金情報」の記事についてでございますが、御質問で触れられた記事については、御説明のとおり、米国で発生いたしましたマドフ事件を受けて書かれたものであったと認識しております。

当協会といたしましては、一般論として申し上げれば、自主規制機関として、自主規制業務を遂行する上で必要な情報の収集に努めております。また、金融庁とは日ごろから情報交換を適切に行い、リスクの存在や問題意識の共有を図るよう努めておる次第でございます。

○村瀬参考人 第一点目の質問でございますけれども、本質的な要因という観点からいいますと、

やはり一般論ですが、バブル崩壊以降の日本株の低迷であるとかデフレ経済の長期化によりまして長期金利も低迷している、したがって、企業年金の運用利回りが目標収益率である予定利率を下回り、積み立て不足を抱えてしまったということでは、問題のベースにあるんだらうというふうに思っております。一方、それに対する対応として、追加掛金の拠出というのは特に総合型ではなかなか難しいという問題もあるのではなからうかと思えます。

二点目の御質問でございますけれども、「年金情報」等の記事は知っておりましたけれども、連合会としては特に対応をしてございません。

一般論ですけれども、これも、伝聞でしか情報を知り得ない、直接取引のない運用機関等について、連合会のような団体が行政に働きかけるといふのはなかなか難しい問題があるのではなからうか、このように認識してございます。

○神戸参考人 当基金におけます今の御質問に對しましては、まず、選ぶに当たりました、信託銀行から当基金に届いた時価報告が実際に虚偽の報告だったかどうかということと全くわかりません、いわゆる、信託銀行からいたいたものをずっと信じて、お手元のスキームにイメージしてございますが、そのような形で報告をいただいていたので、ただ、商品については、情報を直接聞いたとして、その判断に基づいて、裏づけとしては、その信託から来た時価報告を信じて今日まで来ていて、二十四日初めて知ったというのが実態です。

それからもう一点では、今のお話の続きになるわけでございますが、信託銀行から毎月報告される信託財産状況報告書というのが参ります。これは一般でいえば残高証明のようなものですから、我々は、これを見て基金の状態を知ることと、ですと来たわけでございますので、今顧みますと、このスキームに沿った報告をもっと疑うということとはまず考えられなかったこととございますので、今日まで来てしまったということでございます。

また、金融庁とは日ごろから情報交換を適切に行い、リスクの存在や問題意識の共有を図るよう努めておる次第でございます。

ます。

○木内委員 御回答ありがとうございます。

以前、社会保険庁の長官も務めていらつしたというところで、企業年金連合会と双方を見ていふところでお伺いしたいんですが、厚生労働省と社会保険庁から六百名を超える職員が年金基金に天下っております。先ほどの質問と関連するんですが、要は、こういうのがあつてもそれに感づかない感覚度というのは、やはり資産運用の大口でない割合の人が幾ら何でも多過ぎるのではなからうかという問題意識を持っております。

それともう一つ。今回の事件にも、社保庁出身の石山さんという方が年金コンサルタントとして一定の役割を担っていたという報道がございます。事実関係がまだ確認できない中でコメントは難しいかもしれませんが、いずれにしても、一般論として、癒着構造、もたれ合いの構造、こうした原因を誘発しているのではなからうかと思いたすけれども、これについてどう思うかということが一つ。

あともう一つは、もう既に再発防止策ということとでいろいろな策が取り上げられております。これはまだ新聞報道ベースで具体策にはなっておりませんけれども、こうした事件が起きると、規制や監督を強化するという動きに当然なるわけでございますけれども、よくある傾向として、過剰に監督や規制を強化する。

いろいろ今既に案が出ておまして、その出ている案はもう一つの私の資料の方にも書かせていただいておりますけれども、現在取り上げられているような監督規制強化の方向性というのは、現場感があるものなのかどうか、私は、過剰な規制になりそうだなということ、その双方を心配しておるわけでございますけれども、その点についてお伺い申し上げます。

○村瀬参考人 今の先生の御質問にお答え申し上げます。

まず第一点の問題でございますけれども、A-I-Jの問題が社会保険庁のOBが就職した基金にどの程度影響があるのかということにつきましては、聞き及びますと、現在、厚生労働省として特別のプロジェクトチームをつくって徹底調査をしているというふうに聞いてございます。したがって、その調査を見きわめない限りにおいて軽々には物は言えない、このように考えている次第でございます。

一方、先ほどの規制の強化という観点でございますけれども、先生の御提案の再発防止の観点からいいますと、現在、年金を運用させていただいております連合会といたしましては、既に幾つか実施しているものはございます。したがって、可能なものは実施していきたいというふうに思いますが、先ほど先生御指摘のように、規制をかけ過ぎること自体が基金の存続を危うくするということにつながりますとやはり問題だと。そこはやはり冷静に考えて対応していく必要があるんじゃないかというふうな考えております。

○木内委員 過去に、いろいろな事件とかスキャンダルが発生しますと、かつて建築基準法の改正のときですとか、あるいは今の消費者金融法、これも過剰に改正されたというふうな思っております。ある意味の二次災害的にならぬよう、我々は国民の声を聞いていろいろ厳しいことを今後もし上げ続けまじ、再発防止策等は申し上げますけれども、それが現場から見ると違和感があるものであれば、積極的に、これはかえってマイナスではないかということについて声を上げていた、いただきたいと思えます。

それと、岩間会長、神戸常務理事、お二人にお伺い申し上げます。世界最大のファンド、日本最大のファンド、これは企業年金ではございませんけれども、公的年金基金、GPIFでございます。これは残高百十兆円。私はこの財務金融委員会でも以前同じような質問をしたことがあるわけでございますけれども、実は、このGPIFの体制というのは、理事

長と理事が運用委員会の助言に基づいて基本ポートフォリオ等を決める、そのような体制になっております。

しかしながら、理事長と理事、大変立派なお二人だとは存じておりますけれども、一方で、資産運用の経験が全くないという意味では、まさにこの企業年金さんの持っている構造を集約したような、凝縮したような、問題ある組織ではないかという問題意識を私は持っております。

それで、一昨年は、厚生労働大臣そして総務大臣以下、検討会というのが十回開かれ、それに対する提言書というのが出されました。それから一年以上たっているにもかかわらず、その体制について何ら変更がありません。

私は、こういう改革がおくれていることと消費税の話をつ結びつけるのはちょっと無理筋かなという気がする一方で、この改革をきっちり推し進めて、例えば、百十兆円の公的年金基金、これは予定利率の五・五％で運用すれば、十年後は百八十八兆円になります。あるいは、彼らが目標としております四・一％で運用すれば、百十兆円は百六十四兆円になる。こうした改革に手をつけずに先に消費税を増税することに関して、非常に大きな抵抗感を今私は持つておるわけでございます。

こうした中で、岩間会長にお伺いしたいのでございますけれども、このGPIFの体制について、外から見ていて大丈夫かと、人の組織についてコメントしづらいという点はあろうかとは思いますが、私はこの組織は非常に問題だと思っております、その点について御意見があれば教えていただければと思います。

○岩間参考人 お答えいたします。

ただ、議員御指摘のとおり、よそ様のお話でございます。実際にGPIF様でも、今御指摘のとおり、いろいろな問題点を御検討されておられることだと思っております。

私は、先ほどの、財政と社会保障、年金の関係という方に、多分、国の年金でございますから絡

んでこられるということで、そういった大きな問題が今検討される中で今後どういうぐあいにしていっていかたいということについて、広くいろいろ御検討になるという状況なのではないかと想像いたします。

運用の面で申し上げれば、運用をいかにするかということについても非常に真剣に議論がされておられると思っておりますので、私としましては、そういう状況をよく拝見した上で、私どもの方では何かお役に立つことがございますれば、それは積極的に受け付けて検討させていただくなり御相談させていただくことだと思っております。

○神戸参考人 我々は、傘下といいますが、会員でもありますから、今我々が運用を考えるとときには、やはりそれに勝つようなものをということでは商品を選ぶわけですね。ですから、どうしてもハイリスク・ハイリターンという形をとってきたというところでございます。

しかし、今の制度の中では、各基金ともそれに勝つためにやる。そうでない指定基金ということになりまして、先ほどもお話になりましたように、掛金とかそういうものに影響してしまします。これは、中小企業の方または従業員の方々に迷惑をかけるということから、超えるという目標のために今までもやってきたということで、このあり方といえますと、これは制度、国のことでございますので、それに従ってきているということとで、一基金としてはちょっとコメントしにくうございます。

○木内委員 コメント、ありがとうございます。

時間も押しておりますので、最後に三つメッセージがございます。

一つは、先ほどの、過剰な規制は回避するべきであるということが一つ。

二つ目には、年金制度については、かなり多くの方が制度なりを研究する割に、運用サイドになると、自分は金融を、実務をやったことがないからとかさまざまな理由で、割と運用サイドに目を

背ける傾向があると考えております。その論点整理というのを、過去の歴史、こうしたものも踏まえて、別に金融の経験があるなしにかかわらず、運用サイドにも、ぜひ全ての議員、財務金融委員会の場合は非常にそちらに目向いているかと思うわけでございますけれども、ほかの委員会なんかを聞きますと、本当に状況を理解していないケースが多いので、これは一つ申し上げたいと思っております。

先ほど、四・一％などで回せるのかというようなコメントもちょっと聞かれましたけれども、私も、一言申し上げたいと思えますけれども、私、今の金融環境で四・一％で回せると到底思えません。きのうもおととも、金融政策決定会合がございました。山本幸三先生の激しい一時間半の質問に対して、二兆円という回答は、幾ら何でも小さ過ぎると私は思っております。こんなデフレを容認している状況の中で四・一というのは難しいと思いますが、もし二％から三％程度のインフレ率が実現できるのであれば、私は、四％程度の運用利回りは十分確保可能だと思っております。

いずれにしても、私の思い、論点をメモの方にも書かせていただきました。ぜひ、資産運用のことをしっかりと受けとめていただき、これも真面目に取り組んでいただきたい。

そして、参考人の皆様には、今後いろいろ大変かと思えますけれども、政府の方も、国の方も一生懸命バックアップしてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

本日は、どうもありがとうございます。

○海江田委員長 次に、丹羽秀樹君。

○丹羽委員 おはようございます。自由民主党の丹羽秀樹です。

きょうは、AIIJの問題につきまして、参考人質疑の時間を委員長並びに理事の皆さん方がつくっていただきましたこと、心から感謝申し上げます。

今回のAIIJの事件は、国民も非常に注目をし

ておる事件であります。参考人の皆様、お忙しい中御出席いただきましたことは感謝申し上げますが、我々も、この事件の真相がどこにあるのかというところをこの場でできれば明らかにしていきたい。

しかし、今回の事件の張本人であるAIIJの浅川代表は来ていないということは、私は非常に情けなく思っています。これは、ぜひ、委員長、証人喚問をまた御検討いただきたいと思っております。

まず最初に、岩間会長の方にお尋ねいたします。御協会は、投資顧問業界全体を監視する役割なはずで、それが、今回の監督責任という面、それから、検査内容について、今回事件が起きた後に関しても、金融庁や証券取引委員会等の報告がないからわからないというのは、責任としてこれは非常に大きな問題と思いますが、いかがですか。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

御質問は、協会の仕事はどういうことなのかということだと存じます。

冒頭にも御説明申し上げましたように、当協会は、自主規制ルール等の制定とその遵守指導、それから会員向けの教育、セミナーの実施、投資家、顧客からの苦情、相談への対応、統計資料等のディスクロージャー、大学に対する寄附講座だとか広報活動、そういったことをやっております。

特に、自主規制機関といたしましては、会員会社が遵守すべき自主規制ルールの制定を行います。これは、御当局、法に基づくルールと実務の間のすり合わせといえますが、さらに協会として自主的に考えなきゃいけないことを制定して、それを守るように個別会員に対して指導、相談対応をいたしますし、会員役職員向けに、各種の研修を通じて、会員会社のコンプライアンス意識と知識の向上に努めるということでございます。

協会の仕事というのはそういうことだと御理解

いただきたいと思えます。

○丹羽委員 会員会社のコンプライアンス意識に努めると言っていましたよね。努めていないじゃないですか、実際。だって、努めていたら、こんな事件は起きないんですよ。努めていないから、こういう事件が起きているんですよ。

例えば、今回のA-I-Jの問題に関して、情報提供が金融庁や証券にあったという話も聞いていますけれども、実際、投資顧問業協会にはこういった類似の報告というのは入っていないからなんです。

○岩間参考人 協会といたしましては、投資家、顧客からの苦情、相談への対応というのをいたしております。

本件につきましては、我が協会に対して、そういった種類の情報はございませんでした。

○丹羽委員 岩間会長、御協会の中身、構成の中身、役員の中身を見ますと、ほとんど、非常勤というのか、実際に勤めていないような人ばかりが中に入っていて、何やっているかわからないような状態になっている。

これは、先ほど木内先生がおっしゃいましたけれども、起こるべくして起きた事件ですよ。そう捉えられてもしょうがないですよ。協会としての役割というのが本当に問題視されているんですよ。えらい人ばかりずっとたくさん名簿に並べても、全く機能していないわけですから。

協会として今後どのような対応をとっていくかということが非常に大事なことですけれども、例えば、各投資顧問会社から決算期ごとの報告というのは上がっていたんですか。

○岩間参考人 会員各社から報告を求めています。これは、年に一回、収支状況については報告をいただいておりますし、それから、事業報告書を当局にお出しになった後、三カ月以内にそのコピーを協会が受け取るようになっております。

○丹羽委員 その件について、もう一件お聞きいたします。

その出されたペーパーないしはデータを、ま

るつとうのみにしていたと考えていいわけですか。

○岩間参考人 お答えいたします。

我々は報告を受けております。それについて、報告を受けて記録を保存しております。

我々の仕事といえますのは、繰り返しになりますが、恐縮でございますが、業界の会員が自主規制ルールをいかに守るかということについての指導をしておりまして、実際に業務を行う際に、これは合法なのかあるいは自主規制ルールに抵触することはあるのか、そういったことの確認がございます。そういうことについてきちりと説明をし、さらに、会員の中に疑念を抱くというか理解が不足するというようなことがございましたら、そういうことの教育、指導を徹底しているということでございます。(発言する者あり)

○丹羽委員 山本幸三先生、ありがとうございます。本当に全然徹底していないと思います、今回のこの件に関しまして。全く協会としての組織のあり方に私は疑問を感じます。

岩間会長がおっしゃる通りに、出されたペーパーをそのまま信用する以外しょうがないと言われれば確かにそうかもしれないですが、協会としてコンプライアンスというのがある、自主規制だけ守るのが協会じゃないと思います。コンプライアンスをしつかり守るというのが協会としての一つの役割だと思っています。それが実行できていないというんだったら、私は本当に、協会としての意味がないと思っています。

協会の成り立ちをちょっと聞きたいんですけども、実際、協会の運営、会員に対する会費等というのはどうやって運営されているんですか。

○岩間参考人 御質問にお答えいたします。我が協会は、会員会社の入会金並びに会費で運営されております。

○丹羽委員 それで、その会員会社が、悪く言えば上納、お金さえ上納して、後は協会は黙って見ていてくれて、そういう考えであるわけですか。もしくは、協会としては、自主規制を、運用しや

すいようなグラウンドをつくってもらって、後は自由に遊ばせてくれ、そういうふうにとられかねないですよ、このままの発言ですと。

やはり、グラウンドをつくる、整備するんだつたら、管理者としての責任というのは非常に大きいと私は思うんですよ。その辺、岩間会長、どうお考えですか。

○岩間参考人 今回の事件というのは、先ほどから申し上げますように、非常に遺憾に存じておりますが、現在の検査の進捗を拝見しまして、結果を見た上で、協会としてこれから何をすべきやいけないかということについて考えていかなきゃいけないと思っております。今の段階で具体的に何を申し上げるか、どうすべきかと存じます。

○丹羽委員 協会としてやるべきことは、もちろん、会員に対してしっかりとコンプライアンスを遵守しているかというチェックをまず徹底するべきです。

さらに、A-I-Jからしつかり聞くべきですよ、今どういう状況になっているのか。金融庁とかに任せっきりじゃだめですよ。協会としてどういう対応をとっていくかということを考えるんだつたら、協会の自主自律を徹底していくんだつたら、それはしつかりやらないと、私は本当に協会としての存続の意味というのは疑問に感じるところでありますので、これはぜひ徹底してやっていただきたいと思っています。ありがとうございます。

次に、企業年金連合会の村瀬理事長にお尋ねいたします。

今回のA-I-Jのこのような事態に対して、実際、新聞に載ったのは二月の二十四日ですよ、事件が起きる前から、そういった危機感とかはなかったですか、認識は。そういった点についてお尋ねしたいと思えます。

○村瀬参考人 二月二十四日の新聞報道を見て驚いているのが実態でございます。したがって、それ以前に危機感というのはございません。

○丹羽委員 これは岩間さんと同じような質問になっちゃうかもしれないんですけども、各基金における資産運用委員会の設置状況等について、定期的な報告とか検査というのは企業年金連合会内部にはないんですか、そういう体制は。

○村瀬参考人 先般、企業年金連合会の概要について御説明申し上げましたように、各基金に対する管理監督責任というのは、私どもではなくて厚生労働省が持っております。一切その部分はございません。

したがって、我々がやっているのは何かといいますと、会員支援サービスということですが、さまざまな形で支援は行っている、こういう現状でございます。

○丹羽委員 話を聞いてみると、今回の事件が何か他人事ですね。それでは他人事ですよ。何のためにきょうも参考人やっているか。

もともと、村瀬理事長もそうですけども、企業年金連合会として、今後こういったことが未然に防げるような対策とか、何か考えていらっしゃるんですか。

○村瀬参考人 先ほど御説明しましたように、まず一つは、A-I-J問題につきまして各基金の相談をどう受けるかということで、法律相談窓口を設けて支援をしている、これが一つ、まず現在やっているところでございます。

一方、各基金が今回毀損したお金をただ取り戻すかということが今後重要な問題ということですが、この部分については、今一生懸命証券取引等監視委員会がやっております、ここをやはり見守るより仕方ない。やはり公権力がいないとお金は取り戻せないだろうというふうに思います。

一方、防止策という観点からいいますと、既に厚生労働省の方でガイドラインの見直しを含めてやっている、これに全面的に協力していくということ、行政がやろうとしてくるところに対して側面から一緒に支援をしていく、これが今のスタンスでございます。

○丹羽委員 企業年金連合会というお立場、理事

長のお立場でございますから、それぐらいの答弁しかできないと思います。突っ込んだ答弁はなかなかできないと思いますが、では、企業年金連合会という実際の集合体、連合会の、投資顧問業協会と一緒にしても、存在意義というのは何かとなってくるんですかね。

もちろん、集めて、そのところだけやって、あとの会員とかそういったところには、いろいろなことは連絡するけれども、リスクに関しては余り伝えようとしなくて、もしくは相談窓口を連合会として設けようとしなくていいということであれば、私は、またこういった事件は起きると思いますよ。捜査に關してもそうだけれども、金融庁と監視委に任せておくんだつたら同じようなことが起こると思うんですけれども、企業年金連合会として、そういった運用会社の投資先というのは逐一チェックされているんですか、実際。

○村瀬参考人 まず、みずから運用する部分については、当然のことながら、各投資顧問会社、信託銀行のチェックをしております、運用先を決めてございます。

ただ一方、各基金がおやりになられますのは、先ほどから申し上げておりますように、各基金の責任において運用先を決め、ポートフォリオを決められているわけでございます。

したがって、その部分については客観的にいいの悪いのと言える立場でございせんし、相談自体も、我々ではなくて、多分、信託銀行なり投資顧問会社と話しながらおやりになっているのが実情ではなからうかと思ひます。

○丹羽委員 今回の参考人の私の質問の中では入れています、多分、いろいろ組織の中で、天降りとかもあるかもしれませんが、そういった天下りの中で、皆さん、年金等についてはいろいろと、年金のことに關してはプロかもしれないが、運用のことに關しては全く素人だということが判明いたしています。

そういった面を考えると、連合会という立場であるならば、各基金に情報提供をもっとしつかり

すべきだというふうに私は思ひますよ。そうしないと、これから質問させていただきます神戸さんの卸商業の年金基金の方々もそうだけれども、さらに素人の方々が運用しようとするわけだから、情報が欲しいと思うんですよ。

その点、神戸さん、いかがですか。

○神戸参考人 情報という観点だけでの御質問に對しては、うちのチームで、情報のとり方というのは、投資顧問会社とか信託銀行とか、そういったあらゆる金融機関のところの人たちと情報交換という形ではやっているんですが、そのお人柄とかそういったことは全く触れなくて、その情報報を主に、そして先ほど申しましたスキームに基づいた報告だけが頼りということをやっています。

○丹羽委員 この卸商業団地厚生年金基金の中にも、基金アドバイザー等監視の方を一名置かなきゃいけない、組織図の中に入っていましたけれども、基金アドバイザーは組織として機能していませんでした。

○神戸参考人 今、ホームページで見ていただけたアドバイザーだと思ひますが、私の方のこのアドバイザーというのは運用のアドバイザーではございせんので、きょうも契約書を持っていますけれども、それは、いわゆる基金における従業員とか、それから運用以外の運営にかかわること、事業所へ行つて説明をするとか、いわゆる基金の事柄についての制度の説明ということで、運用以外のことをやらせていたアドバイザーでございます。

○丹羽委員 では、アドバイザーという立場はちよつとにおいておいて、実際に御基金がA I Jに投資委託するとき、何を判断基準で決められたんですか。もしくは、誰かA I Jを紹介する人がいたわけですか。間に誰かいたわけですか。

○神戸参考人 A I Jにつきましては、これは当然、最初は売り込みです。(丹羽委員)向こうから(と呼ぶ)はい。

○丹羽委員 向こうからの売り込みだということ

になりますと、多分、社内評価というのが、委託するに当たつて基金の中でのいろいろな議論があったと思うんです。どういう選定理由でこのA I Jを選んだんですか。

○神戸参考人 リーマン・ショックの後でございましたし、その前後ということで委員会でも研究をしていました。そこで、これも情報ですが、他の基金で採用しているところもあるということ、そしてこれが先ほど申しましたハイリターンという意味で、一応それについてどうかというところで、仲間の基金といひましようか、そういったところの情報も得て、少し手がけてみようということがスタートでございました。

○丹羽委員 これは、A I Jから、今回の事件が明るみになる前までに、定期的に御基金に対して報告というのは何かあったんですか、実際のところは。

○神戸参考人 報告はあります。ありますが、新聞等で御報告のありました証券会社からも報告が来ているわけですね。

○丹羽委員 では最後に、神戸さん、もう一度お聞きいたします。

今回の問題について自見金融大臣は、A I Jに運用を委託していた企業年金の公的救済策の必要性について、基本的に当事者間で協議すべきというコメントを出されておりますが、この点について、神戸さんの御意見をお聞きしたいと思ひます。

○神戸参考人 お手元の資料の中にスキームがございします。このスキームを信じて、先ほどの情報プラス、そのスキームの中で報告を受ける部分について、資金管理機関に対してもう少し情報をいただければ、こういうことを未然にということも議論できただろう、今、自分はそう思ひています。

○海江田委員長 もう時間も来ておりますので。

○丹羽委員 時間が参りましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○海江田委員長 次に、竹内議員。

○竹内委員 公明党の竹内議でございます。

最初に委員長に要請したいのですが、年金というのは、本当に国民の老後の安心を保障するものだと思ひますね。そういう意味では、今回のA I J問題というのは、国民にとつては、非常に不安をかき立てる、非常に問題だということに思ひます。

多くの皆さんが、やはり厚生年金と厚生年金基金の違いもよく御存じない方も多いと思ひます。そういう意味では、今回、私も財務金融委員会として、やはりA I Jの浅川社長を参考人として来てもらいたいと要求したのは当たり前のことであつて、それがここに出てこないというのはどういふことなんだ。やはりここへ出てきて、きちつと誠意を持って国民に対して説明すべきじゃないか、私どもはそう思ひております。

そういう意味では、これは絶対、証人喚問を要求したいというふうに私も思ひておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○海江田委員長 理事会でしつかり議論をさせていたいただきます。

○竹内委員 そこで、きょうは被害者の立場でいらつしやいます全国卸商業団地厚生年金基金様の方に、まずちよつとお尋ねをしたいというふうに思ひております。

神戸常務理事に来ていた、だいておりますので、今回、報道ベースであります、三十八億七千万ほどの資金をA I Jに運用委託されていたというふうに報道されているわけですが、まず、大体この認識でよいのかどうか。

その上で、先ほど自民党の丹羽先生からも、この契約に至つた経緯がありましたけれども、その中では、他の基金でも運用されていた、それからハイリターンだった、仲間のヒアリング等もした、こういうふうにおつしやつておられました。しかし、これだけのハイリターンが本当に可能なのか、そういうふうな疑問は思ひなかつたのかというのをまずお聞きしたいと思ひます。

○神戸参考人 お答えします。

当基金では、最初にかかるときの金額の基準を中で決めております。ですから、最初に入れた金額というのは二億、限度でございまして。その後の情勢でふえた。私どもの方で言うところの元金が二十七億だったんですが、この間に九億の利益を得た。そのトータルが、現在のところそういうことになっているわけです、新聞報道で。

その報告は全て資産管理会社の信託銀行からいただいて、その数字、間違いなくあるだろうというところで信じてきておりましたので、二十四日の現在でそれが全部なくなったというような報道でしか今のところ知り得ていません。

ですから、信託銀行から、問い合わせももちろんしています。

○竹内委員 当初は二億円預けた、それからだんだん膨らませていって二十七億預けた、それが利回りプラス九億ついている、こういう報告があったということですね。

もうほとんどの投資がかなり、リーマン・ショック後は悪かったと思うんですけども、ここに非常にちよつと、やや不思議なものを私どもは感じるところがあるんですね。なぜこれだけのハイリターンが可能なのかというものはやや感じます。A I Jとの契約以前には、積み立て不足とか、それから利回りの低下などは深刻であつたんでしょうか。

○神戸参考人 平成十七年度には、先ほどの二億からのスタートから、五億、十九年に三億七千万、二十年に二十億ということで委託をしてきました。

○海江田委員長 いや、聞きましたのは、その以前に積み立て不足があつて困られていたんじゃないですかということ。

○神戸参考人 いや、決してそういうものはないと思います。

○竹内委員 そこで、A I Jが外部コンサルタント契約を結んでいたのが社会保険庁O Bの石山さんという方だとお名前を聞いておるんですねけれども、社会保険庁O Bの人脈というのは、やはりこ

れが決め手にされたところが多いという報道もあるわけでありましても、神戸さんのところの基金では、社会保険庁O Bというのはいらつしやるんですか。

○神戸参考人 誰もいません。

○竹内委員 当初は向こうの売り込みだったんですが、御基金さんには、浅川社長が直接来たりとか、それから社会保険庁O Bが来られたりとか、そういうことはあつたんでしょうか、十七年から今日に至るまでの間の中で。

○神戸参考人 社長が説明にお見えになったことは一度もありません。

○竹内委員 では、来られていたのは社長以外の営業マンの方で、例えば、石山さんという、その方が来られたというようなことはありましたか。

○神戸参考人 私自身、石山さんを存じ上げていません。ですから、お見えになっていないと思います。

○竹内委員 それで、A I Jの運用報告の基準といいますが、あるいは内部統制監査の実態といったものを向こうの方にお尋ねになるようなことはあつたんでしょうか。ここはいかがですか。

○神戸参考人 直接私は聞いていませんので。聞いていないということではなくて、委員会として報告を受けて、そこに立ち会う段階までの間に、証券会社それから資産管理会社、そういったところからは聞いたということだけです。

○竹内委員 例えば、これは利回りがよ過ぎるんじゃないかというような疑問を内部的に呈する方はいらつしやうなかつたのかどうか。それで、例えば証券会社とか信託会社に、本当にこれだけの利益が上がるのかというようなことを疑問を持って尋ねられたというようなことはないんでしょうか。

○神戸参考人 先ほどから申ししておりますが、信託銀行が資産の管理を行っていたこととございまして、報告を受けておまして、その数字というのは全く疑っておりませんでした。

○竹内委員 神戸さんにもう一つだけお聞きした

いんですが、もちろん、私どもは、先ほど申し上げましたように、A I Jの浅川社長が一番悪いというふうに出ております。もちろん、当たり前前の話なんですけれども、その上で、年金基金側さんの方としての自己責任というのはあるとお思いませんか。

○神戸参考人 そういう意味では、あるかと思ひます。

ただ、先ほどからしつこく言っておりますが、信託銀行からの報告を信じ得なかつたら、この基金の運営は成り立ちません。

○竹内委員 そういう意味でいうと、やはり、プロである信託銀行とか証券会社が、A I Jに対して、本当にこれは正しいのかという疑問を持つべきなんじゃないか。リーマン・ショック後の話です。世の中にそんなことはあり得ないというのが普通の話だと思ふんですけれども、信託銀行や証券会社の管理責任というのは今後問われるものだというふうに出ております。

大半の運用資金の消失を受けて、今後どのような対応されるおつもりですか。また、代行割れ部分というのはあるんでしょうか。

○神戸参考人 おかげさまで、先ほど御報告しましたとおり、六百六十三億ということと、それから、今の段階では加入者からの脱退とかそういうことは出ていませんし、この決算がどういう形で出るかというのは、これはまだ、今お調べになっている事柄が出てこない限りはちよつと決算ができませんので、その点、できない。

ただし、試算をしております。試算をしている間では、それはないということは断言できております。二年間大丈夫だろうということですが。

○竹内委員 ありがとうございます。

それでは、次に岩間参考人にお聞きしたいと思います。

A I Jは、運用指示をしていた私募投資信託の資産評価を海外にある実質的なグループ会社に任せていたことが判明しているわけでありまして、この会社が投資先の資産評価を改ざんし、虚偽の

情報を顧客に伝えていた公算が大きいとも言われているわけでありまして。

このようなグループ会社が資産管理をやるといふようなことは、投資顧問業界では通例なんですか。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

海外にある私募投信に投資をされる場合には、通常、投資家の方は、国内にある場合に比べまして不明な点があるという危惧を抱かれて、国内のものよりもより加重して要するにチェックをするということなされるということが通例だと聞いております。

○竹内委員 ということは、海外にある場合は国内よりもチェックを厳しくするというのが通例だと。A I Jの場合は、非常に、自分のところで全部抱えて、資産管理もやって、かなり不透明にしていたということなんじゃないか。そのチェックが十分に行き届かなかつたということだと思ひますね。

岩間参考人にお聞きしますが、今回の問題を受けてまして、投資顧問業に、改めて認可制とか、あるいは外部監査を求める声もありますが、協会としてはどのようにお考えになりますか。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

事件がまだ検査中でございますので、実態が明らかになつた上でどういうことを考えなきゃいけないかということが基本だと私は思っております。

ただ、一般論で申し上げますと、監査を法定するというようなことの有効性というのは、費用対効果ということもよく考慮に入れて考えなきゃいけないのではないかと考えております。

○竹内委員 この辺の制度的な問題は、事件のてんまつを聞いて、我々もやはり、国民の安心を保障するためにどうしたらいいかという観点から改めてまた議論していきたいと思っております。

少しもとに戻りますが、A I Jのように、自社が設定、運用する投信とかファンドに指図するというようなケースはしばしばあることなんではし

うか。こういうのは不透明さが増したり、リスクも非常に増大するのではないかなというふうに思っておるんですが、協会全体としてはどうなんでしょうか。

○岩間参考人 これは日本だけではございせんが、海外の投資家も含めまして、投資の観点でどういう器を使うのが自分たちにいいのかわかるとはいえる御検討されておられて、海外の私募投信を使うということは一般的だと私は認識しております。

先ほど申し上げましたように、そういう際に、その私募投信あるいはファンドがどういう体制でチェックされるかということについて、十分安心のいくような対応をとられるというのが通例だと考えております。もしそういうことがとられますと、投資家としても非常に利便がいいという御判断は大いにあり得ると思います。

○竹内委員 私の質問のポイントは、海外の投信を使うのは一般的だ、これはいいんですけども、自分のところの、つまり、A I J のように、A I J が設定するような投信とかファンドを使う、自社のものを使うというようなケースは間々あることなんですか。

○岩間参考人 どの程度あるかということについてはつまびらかではありませんけれども、それもあり得ることではあると思います。

ただし、その際に、やはりそういう場合のチェック体制というのを十分とることが前提になるんじゃないかと存じます。

○竹内委員 これで最後にいたしますが、今後、投資顧問会社に運用利回りの開示を義務づけるというようにすることも検討されているわけでありますが、岩間参考人、この点につきましてはいかがでしょうか。

○岩間参考人 どの程度まで開示を義務づけるかということにつきましては、やはりいろいろ広く問題点を整理して検討しなきゃいけないということだと思いますが、基本的に、お客様のパフォーマンスというものを実績として外に開示するとい

うのは、守秘義務に反するということになると思います。

したがって、個別の成果については、運用会社もその守秘義務に縛られておりますから、それを守らなきゃいけないという観点で、公表はできないと思います。

○竹内委員 貴重な御意見、ありがとうございます。今回の事件が特殊なものなのか、それとも構造的なものなのか、ここはよく我々としても見きわめなければならぬというふうに思っております。

また、いただきました御意見をもとに、またさまざまな観点から検討して、今後の制度のあり方について国会として決めていきたいというふうに思っております。

きょうはもうありがとうございます。

○海江田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

きょうは、大変お忙しい中、財務金融委員会の参考人として御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、日本証券投資顧問業協会会長の岩間さんにお聞きをしたいと思っております。

このA I J は、事業報告書を見ますと、役員四名、うち非常勤一名、そして使用人八名、計十二名、こういう規模の会社であります。投資顧問会社としては、この規模というのは一般的なもののなか、それともこれは小さいというふうに見られるのか、どの程度の水準といえますか、ものというふうに認識されているでしょうか。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

運用会社、投資顧問会社といえますのは、それぞれの事業の得意分野を持つておると思っています。得意分野をたくさん持つておるところは、それに対応するにふさわしい陣容を整えなきゃいけない。したがって、規模は大きくなると思います。しかし、一つのチームで、例えば二千億ということを書いて言いますと、それを十数人で運用す

るということは一般的に可能だと思われま。もちろん、タイプによると思いますが。

○佐々木(憲)委員 次に、全国卸商業団地厚生年金基金の神戸さんにお伺いします。

この非常に少数のメンバーでやっている投資顧問会社が、売り込みに社長は来なかったと。どなたが来たかという記憶はありますか。

○神戸参考人 ちよつと私、記憶がすぐ出てこなかったんですが、一生懸命、今すぐ思い出せなかったんですが。

○佐々木(憲)委員 その説明ですね、こういうふうに行っていますから大変利回りはいいんですよと。どういふ説明をされたのか。それから、なぜあなたのところが対象として選ばれたか。何かそんな話はありませんか。

○神戸参考人 最初に来たときには私はお会いしていませんので、後から報告を聞いて、それは検討してみろということで指示をした、だけでございしました。

○佐々木(憲)委員 それでは、運用の結果の報告を信託銀行から受けて、それを信用していた、こういう話をされました。この報告の内容をどの程度詳しく受けておられたのかということなんです。が、いつ、どの銘柄を、どのように売って、どのように買ってという、そういう運用の細かな説明というのはいったんではしりませんか。

○神戸参考人 一任契約ということでやっていたので、こちらの関心のあるものについては質問もして、回答はもらいました。ですから、全部をというの、これとこれというのは、先ほどから思いつくに至っては、何か細かいところまでは聞いたという記憶がないのは、今反省しているところなんです。

○佐々木(憲)委員 一任契約で任せきり、事実上そういうことになっていたと思うんですね。やはり、基金を預けて運用してもらわなければならないという運用の内容になっているのかというの、細かな部分までやはり報告を受け、チェックをするという体制が十分じゃなかったというふう

に、今のお話を聞いて思います。

次に、岩間参考人にもう一度お伺いしますけれども、業界としての自主規制ルールを制定して、これを遵守させる、研修なども行う、こういう御説明でございましたが、今回のこの事件は、自主規制ルールとの関連でどういふ問題点を持っていたというふうな認識しているか、その点をお聞きしたいと思います。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

これは、繰り返しのようになって恐縮でございますけれども、現在、御当局が検査中でいらつしやいます。それで実態が明らかになって、その内容を広く、しっかりと見た上で、何が今御指摘の点に必要なのかということについて考えてまいりたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 巨額の損失が出て長期にわたって隠し続けることができる、こういうことは極めて異常な事態だと思ふんですけれども、それがなぜ発覚しなかったのか。投資顧問会社というのは、やろうと思えばこういうことはできるものなのか。その点、どのようにお考えでしょうか。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

先ほど例に出されましたマドフの事件がございました。これは、御承知のように、ナスダックの会長を務めて、業界に非常に信頼があると一般に見られていた人が、二十一年間にわたってあれだけの巨額のポンジ・スキームによる詐欺的なことをやっただ。あれは詐欺ということになっております。

そういうことでいいますと、悪意を持って企てをするということがあつたと思ふと、それをどういふ形で未然に防止するかということが非常に難しくなるといふぐあいに思ひます。

基本的には、運用を委託される投資家が、実際に投資を依頼する運用業者を選定するときに、かなり厳しいデューデリジェンスというのをやりになります。私どもの会員もそういうものを受けるといふことになるわけです。したがって、そういう中で、どういふ点にポイントを当てて調査、

審査をされればこういうことが防げるかということをやはお考えいただく必要も出てくるだろうと思いますし、我々協会としてどういうことをしたらいいかということも、そういうことを考慮に入れて考えてまいりたいと思います。

○佐々木(憲)委員 今のお話との関連で神戸参考人にお聞きしますけれども、このA-I-Jを選ぶに至った理由、これは、大変利回りがいいですよということを選んでのか。何かを信用して選んだと思うんですが、その理由について説明していただきたいと思っています。

○神戸参考人 手前どもの基金では、安心、安全ということと、それから、こういう状態になったときに、分散ということ、十二ほど投資顧問会社に分散しております。

その中で、どういう実績、そして他基金からの話、多分、手前どもは先行していたとは思っていませんが、そこからの情報がやはり魅力的という意味で選んだということでございます。投資顧問会社から見れば、ほかにもいいところはあるんですが、分散ということをおこななければということが主体でございました。

○佐々木(憲)委員 もう一度、岩間参考人にお聞きします。

投資顧問会社に対する公的なチェック、自主規制、自主的なコンプライアンスの問題というのはあると思いますが、金融庁ですとか証券取引等監視委員会のいわゆる検査、これはどのようになっていたのか。銀行に対しては、実地検査も含めて今までもかなり行われてまいりましたけれども、投資顧問会社というのは、一体どのような位置づけで、当局はどういう検査をされてこられたのか。受ける側としては、どういうふうにそれを認識されていきますか。

○岩間参考人 御質問の趣旨は理解させていただいておりますが、私がお答えする立場の御質問ではないと思います。

先生御指摘のように、受ける側としてどうい

基本的には、検査がございます。これは、どの程度のサイクルで、どの程度なさるかということについては、私つまびらかでございませぬけれども、私も以前に投資顧問会社の社長をしておりまして、そのときに、やはり、検査に備えて社内体制をどういうぐあいに整備するか、コンプライアンスにおいてもとるところはないかということ、非常に緊張感を持って体制整備するなり改善するなりということを日常的にしております。

ですから、御当局の検査ということについての威力といいますか効果というのは十分働いていると思います、経営者にとつてみますと。非常に大事なことだと思っております。

○佐々木(憲)委員 実際には、こういう事件が起きましたので、検査が十分だったかどうかというのは私は疑問に思っておりますけれども、今の回答はわかりました。

それで、こういう二千億円の規模というのは、一般庶民から見ると非常に気の遠くなるような金額でございまして、これがどこかへ行っちゃった、消失しちゃった。そうなりますと、その被害、一体誰がその負担を負うのかということになるわけですね。

業界としては、この問題について、例えば、共同でどのように対処するのか、あるいは公的な支援が必要なのか、こういう問題についてどうお考えでしょうか。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

運用に関して委託をされるということ、それをお受けするという投資家と運用会社の関係といたしますのは、基本的に契約でございまして、そのベースは自己責任ということで貫かれております。したがって、お答えできるとすれば、その原則に従って事に対処するということが基本であると認識しております。

○佐々木(憲)委員 業界として、特に、この損失問題について何かやろうというシステムもないし、その考えもないということですか。次に、村瀬参考人にお伺いします。

今回のこういう事件で代行部分も毀損するとうようなことになりますと、これは公的な部分も、いわば私的な関係にとどまらず、大変大きな問題になってくるわけでありますと。これをどう負担するのか。企業年金連合会として、この負担の問題は何か今検討されていることはあるでしょうか。全て自己責任ということなんでしょうか。

○村瀬参考人 各基金単位で毀損割合が相当違うと思ひます。

したがって、今現在、我々としては、一番お願いしたいことは、先ほど申し上げましたように、証券取引等監視委員会が必死になって中身を調べております。その中で、毀損する金額をいかに減らすか、どれだけ回収できるかというのがやはり一番大きな問題だろうと思ひます。

一割だとか、金額的には少ないとか、いろいろ言われてはいますけれども、間違いなく二千億近いお金を預けたわけでございますから、それに対するお金がどこまで残っているか。特に海外だと思ひます。そうしますと、公権力のお力をおかりして、それでもつてやはり回収していただく、それが明確にならないと次のステップは踏めないだろうと思ひます。

それから、個々の基金の問題からいきますと、先ほど御のお話をされましたように、ある程度毀損率が低いところというのは、自己責任の中で多分完結をするんだらうと思ひます。ただし、負担自体は、各企業が負担をされる場合も起こるかとと思ひます。ただ、割合が極めて高いところ、新聞発表等では二割、三割、五割というのがありますけれども、こういうところは、では、本体企業から本当に回収できるのかどうかということになりますと、極めて難しい問題だろうと。

この部分については、どういう形で御判断いただくかというのは、まさに今、行政としては必死になつて考えているところではないかと思ひますけれども、我々としては、やはりその部分を早く出していただく、対応策を講じていく必要があるだろうと。

そのときに、各基金以外のところからお金を持つてくるということについては、非常に政治的な決断の問題にもなるかと思ひますので、軽々に私の方から、こういう案がいいんですよというのは申し上げられないということを御了解いただきたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員 当然、回収が大前提で、しかし、現在の状況ですと、幾ら最大限努力しても十分の1とかそれ以下というような、そういう報道がなされていきますね。そうしますと、相当部分が損失になる。

こうなりますと、それを一体どこがぶるのか。もちろん、直接取引をした当事者の自己責任というのは一番最初に当然問われると思ひますけれども、しかし、それを超えて、負担し切れないとか、そういう事態になるところも当然あるかもしれない、これはわかりませぬけれども。そういう場合に備えた対応といひますか、それを基金全体としてかぶるのか、あるいは公的な部分として何らかの対応を求めるのか、簡単に言えば、国に対して何か要望があり得るのか、その辺なんです。

今、何も考えていないわけじゃなくて、いろいろ検討されていると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○村瀬参考人 連合会としては検討していませんけれども、今までの例としまして、特例解散という一つの制度がございまして。これは、当該基金内で全て自己完結をするということで、積み立て不足のある場合につきましては、たしか今、十五年間で返済をするという仕組みでやりになっているんじゃないかと思ひます。

したがって、今までは、当該基金内で自己完結型で解決をする、こういう道をとられてきた。今回、先ほど言いました、基金で毀損率が極めて高いところについて、それができるのかどうか。これは、申しわけないんですが、今の私の、現段階ではちょっと発言を控えさせていただきたいと思ひます。

○佐々木憲委員 今回のこの事件をめぐっては、我々はさまざまな角度から検討しなきゃならぬというふうに思います。

単に自己責任で済むのか、それとも、このシステム全体にいろいろ問題があると私は思っておりまして、やはりこういう事件を生み出す構造というものがあろうと思うんです。それを本当に究明して、二度とこういうことが起こらないように対応するというのが私たちの務めだというふうに思っております。

時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○海江田委員長 次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございます。

ちよつと風邪を引いてしましまして、鼻声で大変お聞き苦しいのを申しわけないと思ひます。

きょうは、参考人の方に三人お見えいただいて、当事者の浅川社長が出席できないというのは極めて遺憾でありますし、先ほど竹内委員からも話がございましたが、いずれきちつとした形で国会で説明をしていただくという必要があるかと思っております。

とりあえず、きょうは、岩間参考人、村瀬参考人、神戸参考人、お忙しいところ、急な話ですけども、お越しいただきましてありがとうございます。

私の方からは、持ち時間二十分でございますので、これまでもいろいろ質疑の中で部分的にそれぞれのお答えがあったり、重複している部分が出てくるかと思いますが、私は、三人の方に同じことを質問し、横並びでそれを比べさせていただいて、今後の国会審議に役立てたいと思っております。

今回の件につきまして、私はポイントが三つあると思っております。

一つは、経緯、事実の解明ということ、なぜこういうことが起きたのかという原因の究明、これが第一のポイントであると思ひます。

それから第二は、顕在化はしておりませんが、でも、このA-I-Jと似たような、あるいは、さらにそれ以上の何か危ないものが結構あるのではないかと直観的に思ひます。そういうものを含め、こういう問題が二度と起こらないようにするための防止策、予防策、これを早急に立てる必要があるんじゃないか、これが第二のポイントであります。

三番目は、その予防策と同時に並行か、あるいは、予防策がまず第一ですけれども、その後でも構ひませんが、第一番目に申し上げた経緯とか事実の解明、そして、それに基づいて、原因がはっきりしたら、その原因の究明に伴つて、当然関係者のそれぞれの責任の所在というのが明確になるはずなんです。その責任の所在とともに、その割合、交通事故でいえば過失割合みたいなものがありまされども、その責任の割合というのも当然軽重が出てくると思ひます。

これは、関係者の皆さん、きょう三人の方がそれぞれのお立場で見えていますが、受託を受けたというか、投資顧問会社自体が大変、一番大きい問題だとは思ひますけれども、きょうお見えの三人の方々、あるいは要求をしております浅川社長以外にも、行政当局の責任ということもあるでしょうし、あるいは国会の責任ということもあるでしょうし、いろいろな意味で関係者がたくさん関係している、それぞれの責任が私はあると思ひます。責任の所在と責任の割合、これを明確にした上で事後処理をどうするかということになろうかと思ひます。

一番簡単なのは、責任の割合に応じてそれぞれ事後処理能力がある者が自分の負担をしていけばいいということになるわけですが、大体、責任の重い者ほど事後処理能力、負担能力がないというのが世間の常識でありますから、今回も、これが一番時間がかかるでしょうし、誰がどういうふうな事後処理をしていくのかというのが大変大きな問題になろうかと思ひますが、私は、今申し上げたこの三つがポイントになろうかと思ひます。

それで、その三つのことについて、それぞれの方から、お考えなり、希望的なもので結構です、推測でも結構です、新聞記事でも結構です、忌憚のない御意見を、きょうは参考人というお立場ですから、何なりとおっしゃっていただきたらと思ひます。

第一番目に、まず、経緯、事実の解明と原因の究明ということなんですが、恐らく、今までも答弁されておられますように、いや、まだこれはいろいろ当局が調査中とか、これからわかる話でとかという話をおっしゃるかもしれませんが、私は、それぞれのところで、それぞれのお立場で、いろいろと情報を得ておられることもあると思ひます。部分情報でも結構です。おっしゃりたいことをできるだけ、間違つていても構ひません、また後で訂正すればいいわけですから。ぜひ忌憚なく、今得ておられる情報、少しでも経緯や事実の解明と原因の究明に役立つものがあれば、おっしゃっていただきたい。それが第一問。

それから、第二問は、さつき申し上げた防止策です。

防止策というの、これは、我々国会の立場とすれば、恐らく、立法措置等々をとつて中長期的に対応していくという課題もあるかと思ひますが、当面、行政当局なり、あるいはそれぞれの団体あるいは企業なり、それぞれのお立場の中での個別の具体的な予防策というのもあるかと思ひます。

そういうことも含め、皆様方が属しておられるところで、自分たちでできる予防策、あるいは当局にお願いしたいこと等々、何でも構ひませんので、早急に、すぐ手をつけてこういう対応策をとってもらいたい、こういう要望等ございまして、それをぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。もちろん、国会でこういう形の立法措置もお願ひしたいということがあれば、ぜひお述べいただきたいと思ひます。

それから、三番目です。今後の事実関係なり責任の所在がはっきりしないと、なかなかこれは、

誰がどう負担していくのか、どう事後処理をするのかという問題になりますけれども、一般論でも結構です、それから、今回、年金のこういう問題については初めてかもしれないませんが、従来の、いろいろこういう不祥事があつたときの業界としての対応あるいは各団体の対応等々の前例もあろうかと思ひます。そういう他の業界等の事例等も参考に、ぜひ事後処理について、こういう形でやってもらいたい、あるいは、国にこういうこととして動いてもらいたい、国会においてもこういう対応をもらいたいというふうな御意見等ございましたら、これもあわせてお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上、私の方から三問、それぞれの参考人の順でお答えいただければと思ひます。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

最初に御指摘の事実の究明、どうということが原因だつたのかということを明らかにすることは、ぜひそういうことが早く実現することを私も切に願っております。

では、その未然防止策を、今我々としてどういうことを考えているのか、あるいは個人的にもどう思うのかという御趣旨だと存じますけれども、私は、冒頭にも申し上げましたけれども、この事案というものの性質を考えますと、やはり実態というのが明らかになつて、どういう要素に焦点を当てて今後の防止策も組み立てなきゃいけないかということにつながると思っておりますので、今の段階でこれだということについて申し上げる段階に至っておりません。申しわけございません。

それから、その後、損害が明確になつたときに、それをどういう形で回復できるのか、あるいは足りなくなつたところをどういうぐあいに補つていけばいいのか、こういう御趣旨だと理解させていただきます。今、この段階で申し上げますと、先ほど私が申し上げましたように、注文をする投資家とお受けする運用業者の間の契約でございます。これは基本的には自己責任で賄かれておりますし、そういう意味で、両当事者間でまずど

うするかということになってくると思います。

その後どうなるかというのは、私は、今のところ全く予測が付きません。さらに言えば、他業界でどういう例があったかということにつきましても、私自身、ちよつと勉強不足なのかもしれませんが、十分掌握できておりません。

したがって、事態が解明されて、どういうところに焦点を当てて対策を立てなきゃいけないかということと並行してそういう問題も考えていくべきなのではないかなということを考えておるということでございます。

○村瀬参考人 先生の御質問にお答えいたします。

まず初めに、原因の究明、事実の解明でございますけれども、これについては、残念ながら、証券取引等監視委員会が今一生懸命おやりになっている、それ以上、新聞以上のものは何もニュースとしては入っておりません。したがって、早く原因を究明していただきまして、次につながるような形をお願いをしたい、これが一点でございます。

二点目の、A I J以外にあるのかないのか、また予防策はどうするのかという問題でございますけれども、まず一つは、金融庁の方が各投資顧問について調査をされているやに聞いております。やはりその中で、A I Jと同じような問題があるのかないのか含めて、早急に見きわめていただくことがまず必要だろうと思えます。

一方、我々のところでやらなきゃいかぬのは何かといいますと、これは先ほども申し上げておりますように、厚生労働大臣のもとのガイドラインの作成であるとか、研修の中身の充実とかございます。こういうものは、間接的かもしれませんが、けれども、やはり防止策としてしっかりサポートしていく必要があるんだろうと思えます。

それから次に、最後の、責任、役割の分担ですが、今回の問題につきまして、やはり基金は私は被害者だと思います。ただ、問題は、では、基金として、実際の運用に携わった方々について、何

をされていたかということの事実関係をしっかりと捉えていく必要があるだろうということで、私もとしましては、法律事務所に委ねまして、どういう形で、各基金がA I Jを選び、かつまたどういう報告を受けているのかということをしつかり捉えていく必要があるだろうということを、今回、法律顧問の方にお願いをしておりますのは、例えば、受託者責任の観点から、投資開始に当たった時の説明書とか、担当者の説明内容とか、契約書、期中の運用報告書、それから残高証明等、どういう基本書類をもらっているのか、それから、契約当事者、関連当事者、契約内容、運用内容、やはりこういうものをできる限りつまびらかに、きちつと管理するということが大事だろうと思っております。この部分につきましては、先ほど申し上げましたように、被災をされた基金でお集まりになった方々については、しっかりと説明申し上げて、やっていく必要があるんだろうと思います。

それから、それを越えた処理については、申しわけございませんが、今の段階でお答えする立場にございません。

○神戸参考人 お答えします。

まず、原因ということとは、今までお話ししましたように、選んだという経緯等も考えます。そして、何が足りなかったかということは、今の状況を見ますと、やはり、国に勝つといいますか、国のいわゆる指定基金にならないためにどうするかということだけに注意し選んだということがありまして、もう少し突っ込んでその辺のところの原因を調べる必要があるなと。

それから、現在自分たちが置かれている責任というのは、いわゆるガイドラインで示されており、責任に関するガイドラインという中で、基金に対する善管注意義務及び忠実義務を負うということの中で十分に果たしていなかったかということをお考えなさい。ただ、そのガイドラインの中でいえば、それぞれ、誰が責任あるということは言い切れないところもあるんですが、だからといって、責任の話とすることがあるので、いわゆる加入していただいている、中小企業の中で働いている方々に不安を与えないことがまず当面行わなきゃならないことだということで、組織を通じて、私も各卸団地というところに事務局がございまして、今後の調査において、皆さんに明確な説明ができる状態にするということです。

○神戸参考人 お答えします。

ただ、皆さんのおっしゃる不安は、いわゆる掛金が上がるのではないだろうか、支給をしていただけないだろうかというような心配が一番ますので、その点、先ほどお話ししましたとおり、試算しましたところ、これは本当に、報道関係の方もお見えになりますけれども、報道されるときに、額で言う話とパーセントで言う話と全然違うわけですね。

それから、投資顧問会社を使うためには、信託銀行がかかわらなければなりません。ですから、そここのところのスキーム構築、これを我々が見て十分に理解できるようなものにしていただければというふうに思っております。

また、原因ということは、今までお話ししましたように、選んだという経緯等も考えます。

ですから、おかげさまで、前にそういう措置をしたといいますが、全国を一本にしたということは、皆さんの総意のもとにしたわけです。そして、認可もいただいてやった結果が、今のことに關しては、もちろん責任というのは感じておりますし、ただ、皆さんに直接迷惑をかけないということでの説明だけはできています。それから、元本というものにも手をつけていないということは、自信を持って御報告をさせていただいております。

今後とも、将来にわたって安心のできるような基金制度の構築をぜひしていただきたいというふうに思っております。

ただ、今本場に新聞報道しかわかりませんので、A I Jに問い合わせても、返ってくるのは、それが終わってからのという返事しかございません。

○豊田委員 質問時間がもう終了しましたので、私の方から、もうあえて質問はいたしません、一言だけ申し上げておきます。

村瀬参考人、神戸参考人、それぞれの立場で、むしろ今回被害者という感じでございますが、それぞれの責任も多少私はあらうと思えます。その反省に立って、特に加入者または年金を受けておられる方々、その方々の不安をできるだ

加させていただいています。

それから、ここでも聞こうと思っていたんですが、私も皆さんと同じような立場で。とにかく、どうなったんだということが知りたくてここへ参加させていただいています。

ですから、これからもう少し様子を見ないと皆さんへの説明が十分に果たせないんじゃないかということを思っております。沖縄から北海道まで加入者がいますので、その方々を一軒一軒回るという至難もございしますので、組合を通じて行って

席です。それから、ここでも聞こうと思っていたんですが、私も皆さんと同じような立場で。とにかく、どうなったんだということが知りたくてここへ参加させていただいています。

ですから、これからもう少し様子を見ないと皆さんへの説明が十分に果たせないんじゃないかということを思っております。沖縄から北海道まで加入者がいますので、その方々を一軒一軒回るという至難もございしますので、組合を通じて行って

ですから、これからもう少し様子を見ないと皆さんへの説明が十分に果たせないんじゃないかということを思っております。沖縄から北海道まで加入者がいますので、その方々を一軒一軒回るという至難もございしますので、組合を通じて行って

け早く一掃していただくというか、その努力は引き続き、村瀬参考人、神戸参考人、お願いしたいと思います。

最後に、岩間参考人、一言申し上げておきますが、岩間参考人が会長を務めておられるところのメンバーが起こした、これが最大の原因であり、一番もとなる、最も責任が重いところだと私は思います。

これは恐らく刑事事件になると思いますが、くれぐれも、きょうこれ以上の答弁はお立場無理だとは私は思いますけれども、もう少し業界として、こういうことが二度と起らないように、もつと防止策を具体的に、当局任せではなく、業界の中でもきちっとそれを行うという、先ほどの委員からも質問がありました、その努力を一層していただくこと、場合によっては……

○海江田委員長 もうそろそろ時間でございますので、手短かに。

○豊田委員 はい。国会として、そういうことを立法措置も含めて検討させていただくということも最後に申し上げて、岩間参考人の今後の御検討をよろしく願いたいと思います。

以上です。

○海江田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後零時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後零時十分開議

○海江田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、関税定率法等の一部を改正する法律

案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣安住淳君。

関税定率法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○安住国務大臣 ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取り締まりの強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、暫定関税率等の適用期限の延長であります。

平成二十四年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

第二に、貿易円滑化のための税関手続の改善であります。

輸出入申告に際して、税関に提出しなければならないこととしている仕入れ書について、必要な場合に提出を求めることとするほか、再輸出されることを条件として関税等の免除を受けて輸入されるコンテナについて、国内運送への使用に係る条件等を緩和することとしております。

第三に、税関における水際取り締まりの強化であります。

外国貿易船の積み荷に関する事項について、外国貿易船の運航者等及び積み荷の荷送り人は、船積み港を出港する前に税関に原則として電子的に報告しなければならないこととするほか、財務大臣は、外国税関当局に提供した情報について、外国税関当局から刑事手続に使用することにつき要請があった場合に、一定の要件のもとに同意でき

ることとする等の改正を行うこととしております。その他、個別品目の関税率の改正、沖縄県における関税制度上の特例措置の延長等のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第九一〇・一一号中

(二) その他のもの

五%

(一) その他のもの

A 乾燥したもの(全形のものに限るものとし、皮を除く)であるかないかを問わない。

無税

に改める。

B その他のもの

無税

別表第一〇八・六〇号を次のように改める。

一〇八・六〇

ライ小麦

一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの

無税

二 その他のもの

一キログラムにつき六円

別表第二二類に備考として次のように加える。

備考

1 あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オクシヒュラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エビメディウム・ウシヤネンセの葉、エビメディウム・プベスケンスの葉、エビメディウム・プレヴィコルヌの葉、エヴォデア・ボディニエリの果実、おおからすりの種、おおばこの果実、種、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすりの種、きささげの果実、キトルス・アウランティウム(だいだいを含む)の果実(未成熟のものに限る)、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしようこの葉及び花、ごしゆゆの果実、ごぶしの花、ごぼうの果実、さくらの果実、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しなからすりの種、しなれんぎよの果実、し

○海江田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

ろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だ
いふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんこみしの果実、ちよいまいいたけの菌
核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん(ペニンササ・ケリフエ
ラ品種エマルギナタを含む。)の種、とうきさきさげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだ
みの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実未成熟のものに限る。)、なんてんの
果実、ねなしからずらの種、のいはらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はま
ごうの果実、はまねなしからずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふき
たんぼの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体(宿主を付けたものに限る。)、
ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、マグノリア・スプレングリの花、マグノリ
ア・ピオンデイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロ
バランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・プロウニイ(は
かたゆりを含む。)の葉、レオナルド・シビリクスノ葉及び花、れんぎようの果実並びに口
ファテルム・シネンセの葉

別表第一二二・九〇号中「りんどう、ゲンチアナ根を」りんどう属の植物の茎及び根に、「及
び」を「並びに」に、

四 その他のもの

- 五%を
- (一) 茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品(乾燥したものに限
のとし、砕き又は粉状にしたものを除く。)
- (二) その他のもの

るも

無税
に改める。
五%に

別表第二八一・一一号中「三・九%」を「無税」に改める。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の
一部を次のように改正する。

第十五条中第十一項を第十四項とし、第七項
から第十項までを三項ずつ繰り下げ、第六項の
次に次の三項を加える。

7 開港に入港しようとする外国貿易船の運航
者等(船舶所有者、船舶賃借人又は備船者で
あつて、この項に規定する積荷の運送契約の
当事者である者をいう。)は、災害その他の政
令で定める特別の事情があると認められる場
合を除き、政令で定めるところにより、当該
外国貿易船の当該開港への入港時の積荷(コ

か、当該積荷に関する事項で政令で定めるも
のをその入港しようとする開港の所在地を所
轄する税関に報告しなければならない。

9 前二項の規定による報告は、電子情報処理
組織を使用して行わなければならない。た
し、電気通信回線の故障その他の事由により
電子情報処理組織を使用して当該報告を行う
ことができない場合として財務省令で定める
場合には、電子情報処理組織の使用に代え
て、財務省令で定めるところにより、磁気
ディスク(これに準ずる方法により一定の事
項を確実に記録しておくことができる物を含
む。)又は書面の提出により当該報告を行うこ
とができる。

第十五条の二第二項中「又は第七項」を、「第
七項、第八項又は第十項」に改める。

第十六条第一項中「又は第七項(入港手続)の
規定による積荷に関する事項についての報告が
ない場合(同条第二項若しくは第八項又は第十
八条第二項若しくは第四項を「入港手続」の規
定による積荷に関する事項についての報告がな
い場合(同条第二項の規定による積荷に関する
事項を記載した書面を提出した場合を除く。))又
は同条第十項の規定による積荷に関する事項に
ついての報告がない場合(同条第十一項又は第
十八条第四項に改め、同条第二項中「積卸」を
「積卸し」に、「呈示」を「提示」に改め、同条に次
の一項を加える。

3 第一項の場合のほか、第十五条第七項に規
定する積荷について同項及び同条第八項の規
定による報告がない場合には、当該積荷の船
卸しをしてはならない。ただし、これらの報
告に代わるべきものとして政令で定める報告
があつた場合であつて、政令で定めるところ
により税関長の許可を受けたときは、この限
りでない。

第十七条第一項中「外国貿易船又は外国貿易
機を」外国貿易船等に改める。

第十八条第一項中「次項において」短期出港

等の場合」という。を削り、「第十五条第一項」
を「第十五条第三項」に改め、ただし書を削り、
同条第二項中「税関に提出しなければならない
また、入港後、短期出港等の場合に該当しない
こととなるときは、政令で定めるところによ
り、あらかじめ、第十五条第一項の規定により
報告すべき事項(前項ただし書の規定により報
告し、又は提出した書面に記載した事項を除
く。を記載した書面を削り、同条第三項中
「第十五条第七項から第九項」を「第十五条第十
項から第十二項」に改め、同項ただし書中「第十
五条第七項を」第十五条第十項に、「同条第八
項を」同条第十一項に改め、同条第四項中「第
十五条第七項を」第十五条第十項に改める。

第六十七条中「にあつては、経済上の連携の
強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の
協定(以下この条及び次条第二項第二号におい
て「メキシコ協定」という。第五号一(メキシコ
協定附属書一)の日本国の表において関税の譲許
が一定の額を限度の基準として定められている
物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係
る場合に限る。の規定の適用を受けるものその
他政令で定める規定の適用を受けるものに限
る」を「を除く」に改める。

第六十七条の二第二項第二号中「メキシコ協
定第五号一(メキシコ協定附属書一)の日本国の
表において関税の譲許が一定の額を限度の基準
として定められている物品でその譲許の便益の
適用を受けるものに係る場合に限る。の規定の
適用を受けるものその他政令で定める規定の適
用を受けるものを除く。を削り、同条第三項
中「第七項を」第十項に、「第八項を」第十一
項に、「第十八条第二項若しくは第四項を」第
十八条第四項に改める。

第六十八条を次のように改める。

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)
第六十八条 税関長は、第六十七条(輸出又は
輸入の許可)の規定による申告があつた場合
において輸出若しくは輸入の許可の判断のた

めに必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

第九十四条第一項ただし書中「第六十八条第

二項」を「第六十八条に改め、同条第二項後段を削り、同条第三項中「第九条の二を「第十条」に、」及び第十一項第一項を「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存並びに第十一条第一項及び第二項に改め、同項の表第四條第一項の項中「当該」を削り、「をいう」の下に「第十条において同じ」を加え、「同条第二項に規定する」を「同法第九十四条第二項に規定する」に改め、同表に次のように加える。

第十条

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存	一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者
-------------------------------	------------------------------------

第九十九条中「第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸し)」を削り、「保税工場における外国貨物と内国貨物とを混ざる使用」を「内国貨物の使用等」に改め、「(総合保税地域)」を削り、「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)」を加え、「(出入り)」を「出入」に、「第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)」に、「(持出し)」を「(持出)」に、「第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十六条」に改める。

二 当該要請に係る刑事手続の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

第九十九条中「第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸し)」を削り、「保税工場における外国貨物と内国貨物とを混ざる使用」を「内国貨物の使用等」に改め、「(総合保税地域)」を削り、「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)」を加え、「(出入り)」を「出入」に、「第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)」に、「(持出し)」を「(持出)」に、「第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十六条」に改める。

5 財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならぬ。

第九十九条中「第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸し)」を削り、「保税工場における外国貨物と内国貨物とを混ざる使用」を「内国貨物の使用等」に改め、「(総合保税地域)」を削り、「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)」を加え、「(出入り)」を「出入」に、「第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)」に、「(持出し)」を「(持出)」に、「第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十六条」に改める。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

第九十九条中「第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸し)」を削り、「保税工場における外国貨物と内国貨物とを混ざる使用」を「内国貨物の使用等」に改め、「(総合保税地域)」を削り、「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)」を加え、「(出入り)」を「出入」に、「第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)」に、「(持出し)」を「(持出)」に、「第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十六条」に改める。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

第九十九条中「第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸し)」を削り、「保税工場における外国貨物と内国貨物とを混ざる使用」を「内国貨物の使用等」に改め、「(総合保税地域)」を削り、「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)」を加え、「(出入り)」を「出入」に、「第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)」に、「(持出し)」を「(持出)」に、「第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「第三十六条」に改める。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

第七号の次に次の一号を加える。

八 第十八条第二項(入出港の簡易手続)の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

まで又は第百十二条第一項に、「当該各項」を「これらの規定」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第二項第三号中「一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇号の二」に改める。

第七号の次に次の一号を加える。

第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

第八条の六の見出しを「(経済連携協定に基づく関税割当制度)」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第六号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に、「(外国貿易船等)」を「(外国貿易機)」に改め、「開港又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第十三条の見出しを「(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)」に改め、同条第一項中「(総合保税地域の許可)」を「指定保税地域等」に改め、「(保税蔵置場の許可)」を削り、「(自由貿易地域又は特別自由貿易地域)」を「(国際物流拠点産業集積地域)」に改め、「第四十一条第一項(自由貿易地域の指定)」の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法を削り、「(特別自由貿易地域の)」を「(国際物流拠点産業集積地域の)」に、「(特別自由貿易地域として)」を「(国際物流拠点産業集積地域として)」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に、「(外国貿易船等)」を「(外国貿易機)」に改め、「開港又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に、「(外国貿易船等)」を「(外国貿易機)」に改め、「開港又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に、「(外国貿易船等)」を「(外国貿易機)」に改め、「開港又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に、「(外国貿易船等)」を「(外国貿易機)」に改め、「開港又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に、「(外国貿易船等)」を「(外国貿易機)」に改め、「開港又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に、「(外国貿易船等)」を「(外国貿易機)」に改め、「開港又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じ、て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受け輸入されるもの

無税

別表第一の三中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同表第一〇〇八・六〇号を次のように改める。

一〇〇八・六〇 ライ小麦		二 その他のもののうち 別表第一一〇〇八・六〇 号の二に掲げる税率の 適用を受けるもの以外の もの	
一キログラムにつき き・一〇円	一キログラムにつき き・一〇円	一キログラムにつき き・一〇円	一キログラムにつき き・一〇円
六三銭	二七銭	九〇銭	五三銭
		二七銭	〇銭

別表第一の三の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

別表第一の六中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同表第一三項中「第一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇

号の二」に改める。

別表第一の七第四五項中「第一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇号の二」に改める。

別表第一の八中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

別表第二〇九一〇・一一号中

その他のもの

無税

その他のもの
B その他のもの

無税

別表第二一二一一・九〇号中

その他のもの

無税

その他のもの
四 その他のもの

無税

（コンテナ）に関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正
第四条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴

う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同条第三号とする。
第四条中「取りはずされた」を「取り外された」に、「三月間」を「一年」に、「三月を」を「一年を」

に、「国際運送」を「貨物の運送」に改める。

第五条第一項中「二」を「いづれかに」に改め、同項第一号中「国際運送」を「貨物の運送」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第十九条中「二」を「いづれかに」に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち関税法第百五条の改正規定中「第六十七條の四第三項」に改め「の下に」、同項第四号の二中「関係者の下に」（次項において「輸出者等」という。）を加え、「又は」を削り、「を」を検査するを「その他の物件を検査し、又は当該物件その写しを含む。」の提示若しくは提出を求めるに改め「を加え、前項第六号」を「前項第四号の二又は第六号」に改め、「により」の下に「輸出者等又はは」を、「応じて」の下に「当該輸出者等又はは」を加える。

第三条のうち関税法第百十四條の第二十号の次に一号を加える改正規定中「第百五条第一項第六号」を「第百五条第一項第四号の二又は第六号」に改める。

附則第二条第三項中「新関税法第百五条第一項第六号」を「新関税法第百五条第一項第四号の二及び第六号」に改め、「以後に」の下に「同項第四号の二に規定する輸出者等又はは」を加え、「輸入者等」を「輸出者等」に、「当該輸入者等」を「当該輸出者等」に、「旧関税法第百五条第一項第六号」を「旧関税法第百五条第一項第四号の二又は第六号」に改める。

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第六十八條の改正規定及び同法第九十四條の改正規定 平成二十四年七月一日

二 第三条中関税暫定措置法第十三條の改正規定及び同法第十四條の改正規定 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日

三 第二条中関税法第十五條の改正規定、同法第十五條の二の改正規定、同法第十六條の改正規定、同法第十八條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、同法第九十九條の改正規定（承認又はの下に「第十六條第三項ただし書（貨物の積卸し）」を加える部分に限る。）、同法第百十四條の改正規定及び同法第百十四條の二の改正規定並びに附則第五條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の関税法（次条第二項及び附則第六條において「新関税法」という。）第九十四條の規定は、前条第一号に定める日以後に輸出又は輸入が許可された貨物について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新関税法第百十七條第二項の規定は、この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第九項」を「第十二項」に、「第七項」を「第十項」に改める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、しょうが等の関税率の撤廃、輸出申告及び輸入申告に際しての提出書類の簡素化、外国貿易船に係る積荷に関する事項の報告制度の拡充、暫定関税率の適用期限の延長並びに再輸出されることを条件として関税等の免除を受けて輸入されるコンテナの国内運送への使用に係る条件の緩和等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年四月三日印刷

平成二十四年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局